

○久留米大学御井学舎施設貸与規程

第1条 この規程は、久留米大学御井学舎の校舎及び健康・スポーツ等関連施設（以下「施設」という。）を学外者が臨時使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 施設の使用を希望する者は、使用の1ヶ月前までに別に定める使用願を御井学舎事務部庶務課に提出し、御井学舎事務部長（以下「事務部長」という。）の許可を受けなければならない。

第3条 事務部長は、提出された使用願に基づき、施設の貸与を許可することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合を除くものとする。

- (1) 本学の使用に支障があると認められる場合
- (2) 施設及び附属設備を破損するおそれがあると認められる場合
- (3) 施設の使用目的が不相当と認められる場合
- (4) 学内の取締及び保安上不相当と認められる場合
- (5) その他不相当と認められる場合

第4条 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）に、別に定める使用許可証を交付する。

2 使用者は施設の使用に際し、係員に届出て使用許可証を提示しなければならない。

3 使用者は施設の使用中に係員から請求があった場合、使用許可証を提示しなければならない。

4 施設の使用許可を受けた場合でも、使用許可証を提示しないときは、許可がなかったものとみなし、施設の使用を中止させることができる。

第5条 使用者は、施設の使用許可証を他に転貸してはならない。

第6条 使用者は、使用施設又はその他の施設を破損した場合、使用者以外の参加者等による場合であっても、使用者の責任者において、この損害を弁償しなければならない。

第7条 使用者は、使用終了後は後片付けを行い、使用施設を原状に復して係員に届出なければならない。

第8条 施設の使用については、すべて係員の指揮監督を受けるものとする。

第9条 施設の使用時間は、8時30分から17時30分までとする。ただし、使用者の申出により使用時間の延長を許可することができる。

第10条 施設の使用料及び冷暖房料は、別に定めるところによる。ただし、後片付け・清掃に人夫を雇入れる必要がある場合には、別途清掃料を徴収することができる。

第11条 使用者は、前条に定める使用料及び清掃料を、使用許可の際又は使用後速やかにこれを納入しなければならない。

2 使用料は、特別の事情があると認めた場合には、これを減免することができる。

第12条 既納の料金は、次の場合を除き一切返還しない。

- (1) 不可抗力により施設の使用ができなかったことを、事務部長が認めた場合
- (2) 使用者が施設の使用前に許可の取消しをなし、事務部長がこれを認めた場合

附 則

この規程は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (55. 3. 14)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (59. 3. 23)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (62. 2. 27)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (1. 3. 24)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (3. 3. 22)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「参考」

第3条 第1項各号について

- (1) 本学の使用に支障があると認められる場合とは、
 - イ 使用予定があつて、余裕がない場合
 - ロ 余裕があつても、本学の授業及び業務遂行の妨げとなる場合等をいう。
例えば、修業中に運動場で競技大会を行うとか、庭球大会を行う等は業務の妨げとなる。
- (2) 施設及び附属設備を破損するおそれがあると認められる場合とは、
 - イ 自動車の運転練習をするようなこと
 - ロ 運動場に構築する等現状に甚しく損傷を来すもの
 - ハ 群衆の集合場所とし庭園その他工作物等に損傷を来たすと認められるもの等をいう。
- (3) 施設の使用目的が不相当と認められる場合とは、
 - イ 選挙演説会場、その他これに類する会合
 - ロ 労働組合大会のような会合等をいう。
理由 学校の中立性を保持するため
- (4) 学内の取締及び保安上不相当と認められる場合とは、
 - イ 夜間遅くまで必要とする集会
 - ロ 警備強化を必要とする集会
 - ハ 火災を起こす危険があるもの等をいう。
- (5) その他不相当と認められる場合とは、
 - イ 判断に苦しむような場合は不相当とする。